

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 4 所得から差し引かれる金額

「3」の欄を記入後、「4」の欄を記入してください。(⑮⑯⑰⑱)は4ページの[所得控除の計算]で計算してください。)

⑬	社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき健康保険・国民年金・厚生年金・介護保険料などを支払った場合にその支払った額が控除されます。生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料、後期高齢者医療保険料等は、あなたの控除にはなりません。																																																										
⑭	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく掛金または心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合にその支払った額が控除されます。																																																										
⑮	生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料や個人年金保険料・介護医療保険料を支払った場合に控除されます。																																																										
⑯	地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋・家財などを保険の目的とした地震保険・損害保険など、または傷害、医療費の支払いを保険の目的とした損害保険契約などの保険料または掛金を支払った場合に控除されます。 (1)地震保険 地震等により被った損害部分に対して保険金等が支払われる保険 (2)旧長期損害保険 満期返戻金があり保険期間または共済期間が10年以上の保険																																																										
⑰	寡婦控除	あなたが夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族がある人、前年中の合計所得金額が500万円以下の人かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人にすべて該当する場合に控除されます。 あなたが夫と死別した後再婚していないまたは夫が生死不明などで、前年中の合計所得金額が500万円以下の人かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人に該当する場合に控除されます。	26万円																																																									
⑱	ひとり親控除	あなたが現に婚姻していない人、あるいは配偶者が生死不明の人で、前年中の合計所得金額が500万円以下であり、総所得金額が48万円以下の生計を一にする子のある人、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人にすべて該当する場合に控除されます。	30万円																																																									
⑲	勤労学生控除	あなたが前年中の合計所得金額が75万円以下で、うち給与所得など以外の自己の勤労によらない所得が10万円以下の勤労学生の場合に控除されます。 ☆在学証明書添付または提示してください。	26万円																																																									
⑳	障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者または扶養親族が身体障害者手帳等の交付を受けている人、及び「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人に該当する場合に控除されます。 障害者 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級程度など 特別障害者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級程度など 同居特別障害者 特別障害者で、あなたやあなたの配偶者、またはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人	26万円 30万円 53万円																																																									
㉑	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族とされる人、事業専従者を除く）の所得が48万円以下の場合は配偶者控除を、配偶者の所得が48万円超133万円以下の場合は配偶者特別控除を受けることができます。前年の途中で死亡した人も含まれます。内縁関係は含まれません。																																																										
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">あなたの合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td colspan="2">控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人※70歳以上(S30.1.1以前に生まれた人)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">配偶者の合計所得金額</td> <td colspan="3">控除額</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">配偶者特別控除</td> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </table>	あなたの合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除額					配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	老人※70歳以上(S30.1.1以前に生まれた人)	38万円	26万円	13万円	配偶者の合計所得金額		控除額			配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
あなたの合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																								
控除額																																																												
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円																																																								
	老人※70歳以上(S30.1.1以前に生まれた人)	38万円	26万円	13万円																																																								
配偶者の合計所得金額		控除額																																																										
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																								
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																								
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																								
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																								
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																								
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																								
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																								
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																									
㉒	扶養控除	あなたと生計を一にする親族（他の所得者の扶養親族とされる人、事業専従者を除く）の所得が48万円以下の場合は次の区分により扶養控除を受けることができます。前年の途中で死亡および出生した人も含まれます。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td colspan="2">(a)一般の控除対象扶養親族</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(b)特定扶養親族</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(c)老人扶養親族</td> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外</td> <td>38万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 一般の控除対象扶養親族…16歳以上の人(平成21年1月1日以前に生まれた人) 特定扶養親族…19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日以後平成18年1月1日以前に生まれた人) 老人扶養親族…70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人) 同居老親等…老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつあなたやあなたの配偶者との同居を常況としている人 	区分		控除額	(a)一般の控除対象扶養親族		33万円	(b)特定扶養親族		45万円	(c)老人扶養親族	同居老親等	45万円	同居老親等以外	38万円																																												
区分		控除額																																																										
(a)一般の控除対象扶養親族		33万円																																																										
(b)特定扶養親族		45万円																																																										
(c)老人扶養親族	同居老親等	45万円																																																										
	同居老親等以外	38万円																																																										
16歳未満の扶養親族	平成21年1月2日以後に生まれた扶養親族です。控除対象ではありませんが、町・県民税の算定に必要ですので、扶養している場合は必ず記入してください。																																																											

住所、氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日、電話番号などを記入してください。

《記入例》

令和7年度 町民税・県民税申告書兼国民健康保険税等申告書

住所 本巣郡北方町 長谷川/丁目/番地

職業 小売業

個人番号 123456789012

提出年月日 令和7年 1月 1日

提出者 北方太郎

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種別	支払った保険料	円
国民健康保険税	400,800	
国民年金	159,600	
合計	560,400	
新生命保険料の計	100,000	
生命保険料	30,000	
新個人年金保険料の計	40,000	
介護医療保険料の計	30,000	
地震保険料の計	31,000	
障害者控除	260,000	
寡婦控除	260,000	
ひとり親控除	300,000	
勤労学生控除	260,000	
基礎控除	430,000	
医療費控除	50,000	
合計	2,658,400	

5 分離課税所得

課税	短期	長期	収入金額	円	必要経費	円
上場株式等の配当			200,000		20,000	180,000
雑損控除			300,000		30,000	270,000
医療費控除			430,000		43,000	387,000
合計			930,000		93,000	837,000

6 贈与に関する事項

贈与者	受贈者	個人番号	続柄	生年月日	課税所得	円
父	太郎	678912345678	配偶者(子)	45270715	500,000	

無職、学生などの人は、申告書裏面の上部該当欄に記入してください。

㉔	基礎控除	あなたの前年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合は基礎控除を受けることができます。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">あなたの合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td colspan="2">2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> </table>	あなたの合計所得金額		控除額	2,400万円以下		43万円	2,400万円超2,450万円以下		29万円	2,450万円超2,500万円以下		15万円
あなたの合計所得金額		控除額												
2,400万円以下		43万円												
2,400万円超2,450万円以下		29万円												
2,450万円超2,500万円以下		15万円												
㉕	雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(総所得金額等が48万円以下の人)が災害や盗難、横領などにあった場合に控除されます。												
㉖	医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合に控除されます。(最高200万円) セルフメディケーション税制を選択する場合は区分欄に「1」を記入してください。(最高8万8千円) ☆医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を作成して添付してください。												

5 分離課税所得

土地建物等の譲渡所得のある人、株式等の譲渡所得・配当所得について分離課税方式を選択される人は、記入の上収入金額や必要経費などのわかる書類(明細書など)を添付してください。

1 収入金額等 2 所得金額

所得金額=収入金額-必要経費-特別控除など

ア	①	営業等	販売・飲食・製造・修理・サービス業・外交員・大工などの営業から生ずる所得や、作家などの自由職業の事業から生ずる所得です。必要経費は商品の原価・租税公課・雇人費・地代家賃・減価償却費などです。 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「7 営業所得等計算」に記入してください。																																																																							
イ	②	農業	農作物の生産、果樹の栽培または家畜類の飼育などから生ずる所得です。 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「8 農業所得計算」に記入してください。																																																																							
ウ	③	不動産	地代・家賃・賃貸料のような不動産などの貸付から生ずる所得です。必要経費は損害保険料・修繕費・租税公課・減価償却費・借入金利子などです。 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「10 不動産所得の収入状況」に記入してください。																																																																							
エ	④	利子	公社債および預貯金の利子などの所得です。																																																																							
オ	⑤	配当	株式会社などの法人から受ける利益の配当、余剰金の分配などによる所得です。なお、一定の上場株式などの配当は、県民税として源泉徴収されますので、申告をしなくてもよいこととなっていますが、申告をした場合は所得割で課税され、所得割額から配当割額が控除されます。 配当の種類などは、申告書裏面の「11 配当所得に関する事項」に記入してください。 ※上場株式の配当等で、所得税において総合課税又は申告分離課税を選択し住民税においては申告しない「申告不要制度」は令和5年度(令和4年分)で廃止となりました。令和6年度(令和5年分)以降は所得税と住民税の申告を一致させる必要があります。																																																																							
カ	⑥	給与	給与、賃金、賞与などの所得をいい、パート、アルバイトによる収入を含みます。源泉徴収票のない人は、収入の内訳などを申告書裏面の「9 給与所得の内訳」に記入してください。所得金額については裏面の「給与所得金額計算表」で求めてください。(所得金額調整控除後の金額)																																																																							
キ	⑦	雑(公的年金等)	国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの公的年金の所得です。公的年金などにかかる所得の計算は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">受給者年齢</th> <th rowspan="2">収入金額※</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳未満(昭和35年1月2日以後に生まれた人)</td> <td>40万円以下</td> <td></td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>40万円超 50万円以下</td> <td>0円</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 60万円以下</td> <td></td> <td>※ - 500,000円</td> <td>※ - 400,000円</td> </tr> <tr> <td>60万円超 130万円以下</td> <td>※ - 600,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>130万円超 410万円以下</td> <td>※×75% - 275,000円</td> <td>※×75% - 175,000円</td> <td>※×75% - 75,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上(昭和35年1月1日以前に生まれた人)</td> <td>410万円超 770万円以下</td> <td>※×85% - 685,000円</td> <td>※×85% - 585,000円</td> <td>※×85% - 485,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超 1,000万円以下</td> <td>※×95% - 1,455,000円</td> <td>※×95% - 1,355,000円</td> <td>※×95% - 1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>※ - 1,955,000円</td> <td>※ - 1,855,000円</td> <td>※ - 1,755,000円</td> </tr> <tr> <td>90万円以下</td> <td></td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 100万円以下</td> <td>0円</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">100万円超 110万円以下</td> <td>110万円超 330万円以下</td> <td>※ - 1,100,000円</td> <td>※ - 1,000,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>330万円超 410万円以下</td> <td>※×75% - 275,000円</td> <td>※×75% - 175,000円</td> <td>※×75% - 75,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超 770万円以下</td> <td>※×85% - 685,000円</td> <td>※×85% - 585,000円</td> <td>※×85% - 485,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超 1,000万円以下</td> <td>※×95% - 1,455,000円</td> <td>※×95% - 1,355,000円</td> <td>※×95% - 1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>※ - 1,955,000円</td> <td>※ - 1,855,000円</td> <td>※ - 1,755,000円</td> </tr> </table>	受給者年齢	収入金額※	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満(昭和35年1月2日以後に生まれた人)	40万円以下			0円	40万円超 50万円以下	0円		0円	50万円超 60万円以下		※ - 500,000円	※ - 400,000円	60万円超 130万円以下	※ - 600,000円			130万円超 410万円以下	※×75% - 275,000円	※×75% - 175,000円	※×75% - 75,000円	65歳以上(昭和35年1月1日以前に生まれた人)	410万円超 770万円以下	※×85% - 685,000円	※×85% - 585,000円	※×85% - 485,000円	770万円超 1,000万円以下	※×95% - 1,455,000円	※×95% - 1,355,000円	※×95% - 1,255,000円	1,000万円超	※ - 1,955,000円	※ - 1,855,000円	※ - 1,755,000円	90万円以下			0円	90万円超 100万円以下	0円		0円	100万円超 110万円以下	110万円超 330万円以下	※ - 1,100,000円	※ - 1,000,000円		330万円超 410万円以下	※×75% - 275,000円	※×75% - 175,000円	※×75% - 75,000円	410万円超 770万円以下	※×85% - 685,000円	※×85% - 585,000円	※×85% - 485,000円	770万円超 1,000万円以下	※×95% - 1,455,000円	※×95% - 1,355,000円	※×95% - 1,255,000円	1,000万円超	※ - 1,955,000円	※ - 1,855,000円	※ - 1,755,000円
受給者年齢	収入金額※	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																								
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																																						
65歳未満(昭和35年1月2日以後に生まれた人)	40万円以下			0円																																																																						
	40万円超 50万円以下	0円		0円																																																																						
	50万円超 60万円以下		※ - 500,000円	※ - 400,000円																																																																						
	60万円超 130万円以下	※ - 600,000円																																																																								
	130万円超 410万円以下	※×75% - 275,000円	※×75% - 175,000円	※×75% - 75,000円																																																																						
65歳以上(昭和35年1月1日以前に生まれた人)	410万円超 770万円以下	※×85% - 685,000円	※×85% - 585,000円	※×85% - 485,000円																																																																						
	770万円超 1,000万円以下	※×95% - 1,455,000円	※×95% - 1,355,000円	※×95% - 1,255,000円																																																																						
	1,000万円超	※ - 1,955,000円	※ - 1,855,000円	※ - 1,755,000円																																																																						
	90万円以下			0円																																																																						
	90万円超 100万円以下	0円		0円																																																																						
100万円超 110万円以下	110万円超 330万円以下	※ - 1,100,000円	※ - 1,000,000円																																																																							
	330万円超 410万円以下	※×75% - 275,000円	※×75% - 175,000円	※×75% - 75,000円																																																																						
	410万円超 770万円以下	※×85% - 685,000円	※×85% - 585,000円	※×85% - 485,000円																																																																						
	770万円超 1,000万円以下	※×95% - 1,455,000円	※×95% - 1,355,000円	※×95% - 1,255,000円																																																																						
	1,000万円超	※ - 1,955,000円	※ - 1,855,000円	※ - 1,755,000円																																																																						
ク	⑧	雑(業務)	ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達、著述家以外の人の原稿料や印税、講演料など、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの所得です。 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「13 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入してください。																																																																							
ケ	⑨	雑(その他)	生命保険の年金など、他のいずれにもあてはまらない所得です。 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「13 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入してください。																																																																							
コ	⑩	総合課税	土地建物以外の機械・器具、ゴルフ会員権、金地金などの資産の譲渡による所得です。特別控除は最高50万円です。 短期 取得の日以後5年以内の譲渡 長期 取得の日以後5年超の譲渡(総所得金額に算入するのは1/2の額です) 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「12 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。																																																																							
サ		譲渡																																																																								
シ	⑪	一時	賞金、懸賞当せん金、払戻金、生命保険契約などの一時金などの所得です。特別控除は最高50万円です。総所得金額に算入するのは1/2の額です。 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「12 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。																																																																							

6 寄附金に関する事項

対象となる寄附を行った場合は税額控除を受けることができますので、該当欄に寄附額を記入してください。なお、対象となる寄附金や控除される税額は裏面の「寄附金税額控除」の欄を参照してください。
☆寄附金の受領証など、寄附金税額控除のための書類を添付してください。

専従者控除

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、その事業に6ヶ月を超える期間もつぱら従事している人がいる場合に控除されます。
控除額は次のうちいずれか少ないほうの金額
(1)50万円(配偶者である場合は86万円)
(2)事業にかかる所得金額÷(専従事業者+1)

※給与所得者で給与及び年金以外の所得がある場合に、給与及び年金以外の所得分に対する町・県民税を給与から天引きする(特別徴収)か、自分で納付する(普通徴収)かを選択できますので、申告書右下の希望する納税方法に○印をつけてください。